

廃棄物の適正な処理の確保に関する条例 逐条解説 新旧対照表

| 該当頁 | 変更箇所 | 改定後 | 現 行 |
|-----|--------------------|--|---|
| 14 | 条例第 13 条 【趣旨】 2 | 2 この条は、県の区域内（条例が適用されない長野市及び松本市の区域を除く。以下同じ。）で施工される建設工事に伴い発生する建設産業廃棄物の処理について、当該建設工事の受注者が適正に建設産業廃棄物の処理を行うことが可能であることを、当該建設工事を発注するすべての者（国・地方公共団体等も含み、事業者であるかどうかを問わない。）に対し、確認するよう求めるものである。 | 2 この条は、県の区域内（条例が適用されない長野市の区域を除く。以下同じ。）で施工される建設工事に伴い発生する建設産業廃棄物の処理について、当該建設工事の受注者が適正に建設産業廃棄物の処理を行うことが可能であることを、当該建設工事を発注するすべての者（国・地方公共団体等も含み、事業者であるかどうかを問わない。）に対し、確認するよう求めるものである。 |
| 19 | 条例第 18 条 【解説】 1 | 1 第 1 項の「県の区域内の土地」とは、長野市及び松本市の区域を除く長野県の区域内に存する土地をいい、当該土地の所有者等の所在が県内であるか県外（長野市及び松本市の区域を含む。以下同じ。）であるかを問わず適用となる。 | 1 第 1 項の「県の区域内の土地」とは、長野市の区域を除く長野県の区域内に存する土地をいい、当該土地の所有者等の所在が県内であるか県外（長野市の区域を含む。以下同じ。）であるかを問わず適用となる。 |
| 30 | 条例第 28 条 【解説】 4 | 4 「周辺地域」の範囲は、別に示す「廃棄物の処理施設の設置等に係る指針」を元に、処理業者の判断（事業計画協議を行った場合にあっては知事の意見を踏まえての事業者の判断）により決定するものである。 なお、いずれの場合においても周辺地域の範囲は条例の法的性質から県の区域（この条例が適用されない長野市及び松本市の区域を除く。）に限られるものであること。 | 4 「周辺地域」の範囲は、別に示す「廃棄物の処理施設の設置等に係る指針」を元に、処理業者の判断（事業計画協議を行った場合にあっては知事の意見を踏まえての事業者の判断）により決定するものである。 なお、いずれの場合においても周辺地域の範囲は条例の法的性質から県の区域（この条例が適用されない長野市の区域を除く。）に限られるものであること。 |
| 52 | 条例第 57 条 | この条例の規定は、長野市及び松本市の区域については、適用しない。 | この条例の規定は、長野市の区域については、適用しない。 |
| 52 | 条例第 57 条 【解説】 | 長野市及び松本市は県と同等の権限を持つものであることから、同様にこの条例も適用しないこととした。したがって、長野市及び松本市の区域はこの条例に関しては県外の地域と同じ取扱いとなる。 | 長野市は県と同等の権限を持つものであることから、同様にこの条例も適用しないこととした。したがって、長野市の区域はこの条例に関しては県外の地域と同じ取扱いとなる。 |
| 57 | 附則 | 附 則（令和 2 年 12 月 21 日 条例第 41 号） この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。 | |